

事業者指定（許可）更新に関する手続の御案内

介護保険サービスの指定（許可）有効期間は6年間です。指定事業者は、指定日（及び前回更新日）から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失います。指定更新の手続の流れは以下のとおりです。

1. 申請

申請書の提出は、原則郵送又はメールでお願いします。

申請書様式は、市のホームページからダウンロードしてください。

2. 受理

申請書は、指定有効期間満了の一月前までに提出してください。

3. 審査

申請内容が人員、設備及び運営基準等を適合しているか、審査を行います。

4. 指定（許可）

確認した結果、指定基準を適合していると認められる場合は、指定（許可）を更新し指令書を交付します。